■完了報告の流れ

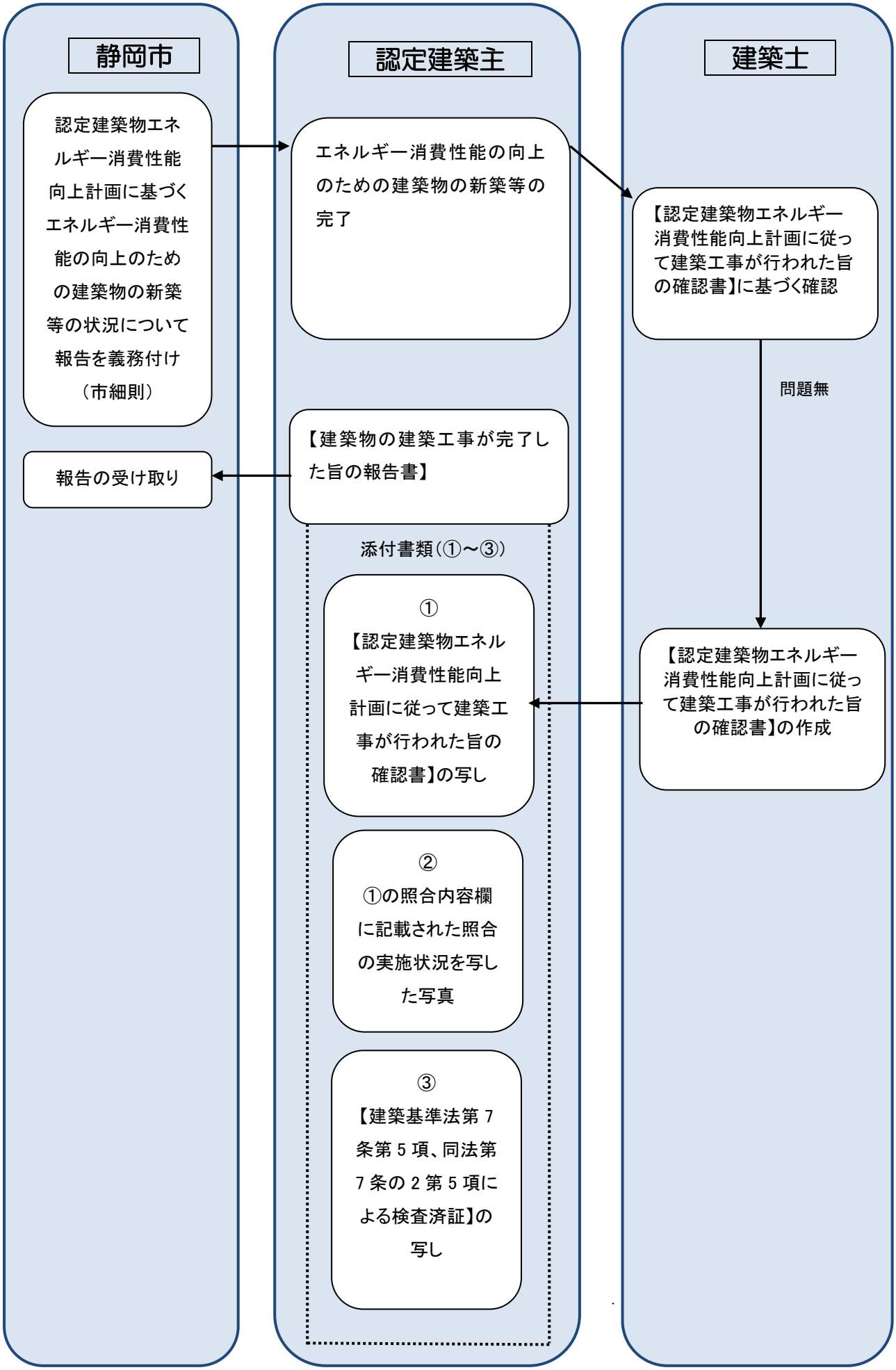
静岡市
認定建築主
建築士
認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等の状況について報告を義務付け（市細則）
エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等の完了
【認定建築物エネルギー消費性能向上計画に従って建築工事が行われた旨の確認書】に基づく確認
問題無
【建築物の建築工事が完了した旨の報告書】
報告の受け取り
添付書類（①～③）
①
【認定建築物エネルギー消費性能向上計画に従って建築工事が行われた旨の確認書】の写し
②
①の照合内容欄に記載された照合の実施状況を写した写真
③
【建築基準法第 7 条第 5 項、同法第 7 条の 2 第 5 項による検査済証】の写し
【認定建築物エネルギー消費性能向上計画に従って建築工事が行われた旨の確認書】の作成